

養父市農業委員会

第10回会議録

令和5年7月25日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第10回会議録

1. 開催日時 令和5年7月25日(火曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第34号 農用地利用集積計画の承認について

議案第35号 非農地証明交付申請の承認について

議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地の現況転換について

報告② 農地の使用貸借の解約通知について

報告③ 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告④ 農地法第3条の規定による許可申請について

報告⑤ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

協 議

令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見提案について

4. 出席農業委員(13名)

1番 谷垣重俊	2番 吉村英之	3番 藤原健次	4番 坂本光
5番 前川章	6番 濱田房子	7番 珍坂聡	8番 圓山満
9番 山根達夫	10番 藤原義幸	11番 木下計介	12番 秋山博
13番 西谷英樹			

5. 欠席農業委員(0名)

無し

6. 出席推進委員(9名)

14番 小林誠	15番 内田重雄	16番 齋藤隆之	17番 荒木奈見
19番 藤本浩一郎	20番 栗田匡晃	21番 鎌谷壽三男	
23番 宇佐見孝一	24番 井上勝雄		

7. 欠席推進委員(3名)

18番 谷村昭雄	22番 上垣美由紀	25番 米田渡
----------	-----------	---------

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦

副主幹 福垣 周作

主査 東 宏樹

主事 定岡 良樹

事務局 : ただいまより第10回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。

先日、11日に県内研修で淡路に行きました。皆さん参加していただいております。ありがとうございました。

そして、梅雨が明け、暑い日が毎日続いておりますが、皆さん、畑仕事、それから草刈り、水稻の肥料とかいろいろあると思います。非常に暑いですので、皆さん無理をせずに頑張っていってほしいと思います。

本日は、先ほど局長が申しましたように、農地パトロール、それからタブレットの研修も予定しておりますので、よろしくお願いします。以上です。

事務局 : 初めに、会議の成立について報告をいたします。

本日、農業委員全員の出席となっております。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の委員会は成立いたします。農地利用最適化推進委員は現在9名の出席ですので、併せて御報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきまして、養父市農業委員会会議規則第5条に、会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されておりますので、山根会長をお願いいたします。

議長 : それでは、養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、8番の圓山農業委員と10番の藤原義幸農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第34号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第34号、農用地利用集積計画の承認についてです。公告は令和5年8月1日を予定しております。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が3,312平方メートル、4筆、畑はありません。合計も同じく3,312平方メートル、4筆です。利用権の設定を受ける戸数は4戸、設定をする戸数は3戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権及び賃貸借権です。利用権の内容別に見ますと、使用貸借権が3筆、2,883平方メートル、解除条件付賃貸借権が1筆、429平方メートルとなっております。

利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと、4年契約が1筆、1、

131平方メートル、5年契約が2筆、1,752平方メートル、10年契約が1筆、429平方メートルとなっております。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。

また、3ページの番号4番が、一般法人による解除条件付の賃貸借権となっております。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。よろしいですか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第34号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第35号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 4ページを御覧ください。議案第35号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、八鹿町宿南の土地1筆で、面積が89平方メートルです。所有者は大阪府吹田市の方で、非農地の事由としましては、昭和35年頃から宅地化しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは7ページから11ページとなっております。

2番、八鹿町上小田の土地1筆で、面積が24平方メートルです。所有者は大阪府守口市の方で、非農地の事由としましては、平成10年頃から公衆用道路化しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは12ページから16ページとなっております。

5ページを御覧ください。3番、大屋町宮垣の土地13筆で、合計面積が3,059平方メートルです。所有者は大屋町宮垣の方で、非農地の事由としましては、1番の10筆については、昭和50年頃より山林化、原野化しています。2番の2筆につきましては、平成13年頃より宅地化しております。③番、大屋町宮垣字上垣野1037につきましては、平成13年頃より原野化しております。現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは17ページから45ページとなっております。

6 ページを御覧ください。4 番、大屋町加保の土地 1 筆で、面積が 14 平方メートルです。所有者は神戸市北区の方で、非農地の事由としましては、平成 2 年頃から雑種地化しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは 46 ページから 50 ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
番号 1 番の八鹿町宿南の件について、担当農業委員より説明を求めます。
11 番、木下農業委員。

木下委員： 失礼いたします。1 番、八鹿町宿南の土地ですけれども、今日、現地確認をした委員の方は、分かっていたかと思いますが、10 ページの現況写真を見ていただけたらと思います。

10 ページ、左に赤い枠がしてあるんですけれども、その枠の幅が家全体の奥までが該当する土地であります。この土地につきましては、申請者に聞きますと、40 年、50 年も前に家を建てられたそうです。その土地は 2 筆ありまして、1 筆を畑として利用していたと聞きました。その畑に家を建てるときに、本来なら地目変更し宅地にする必要がありましたが、地目変更ができずに現在にいたりしました。

周りを見てみますと住宅街で、とても畑に返すことにはできるような土地ではありません。始末書も書かれております。また読んでいただいて、認めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
5 番、前川農業委員。

前川委員： 5 番、前川です。本日、午前中に現地を見てまいりました。先ほど木下委員の御報告にありますように、この 10 ページの手前のところだけではなくて、この奥まで、この奥に法面がありまして、その法面の手前までこの方の敷地、住宅が存在しております。したがって、始末書もついておりますので、その内容には問題ないと思われまます。したがって、申請どおり非農地で問題ないかと思われまます。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
16 番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 齋藤です。今朝、立ち寄ってまいりました。先ほど担当委員が言われたように、過去のこともいろいろとあるみたいですけど、現状はこのままの状態なので、始末書のとおりだと思われまます。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。
1 番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1 番、谷垣です。4 ページに所有者が大阪府吹田市の方となっていますよね。建物はすごく古く昭和35年頃に建設されたようですけども、これは今、空き家なんですか。

木下委員： 空き家です。

谷垣委員： 空き家ですか。これから売られる考えがあるんですか、非農地にされるということとは。

木下委員： 3 年ほど前に一度、この方と直接会いました。そのときは、売るといふ計画はありませんということなので返事は聞かせていただけてますが、最近はお会いしていないのでよく分かりませんが、3 年前はそういう回答がありました。

谷垣委員： はい、分かりました。

議 長： ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第35号の1 番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2 番の八鹿町上小田の件について、担当農業委員より説明を求めます。

11 番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。15 ページの写真を見ていただいたら分かりますように、現状は原野になっておりまして、その原野の中に道が通っております。この道も半分より、3 分の2 ほどですか、この方の土地で、あと3 分の1 は違う方の土地となっております。現状としては、原野の中に1 本の道があつて、工場に出入り

するトラックが行き来をしています。

この土地を耕作地に戻すということは難しい現況になってしまっています。状況を畑にすることは無理だと判断しておりますので、どうか皆さんの御理解をいただき、御審議をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。今朝、現地に行って確認してきました。今、木下委員が言われたように、原野の中に道が走っているということで、周りも含めて回復できる状況ではないと思いますので、非農地証明でお願いしたいと思います。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 齋藤です。今朝、一緒に立ち会ってまいりました。地元なので昔から知っている場所であります。本人さんも、もう都会のほうに出られていますし、周りも、先ほど言われたようにもう原野化し、畑というものは全然ない土地です。非農地として申請されたように、そのまま進めたらと思っております。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。よろしいですか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第35号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の大屋町宮垣の件について、担当農業委員より説明を求めます。

1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。資料の17ページの位置図を御覧ください。場所は、地図の

真ん中にあります、道路が、県道養父宍粟線が通っておりますが、左側に行けば大屋、右側に行けば広谷というところの、ちょうど大屋川の対岸にある土地であります。

筆数がたくさんありますけども、18ページを見ていただきましたら、右上に988、989、990、991、992、993-1というように、航空写真でそこに赤で印をしている部分で、もう既にここは山林化しているが、地目上は畑であります。昭和30年から40年頃は畑として使っていたが、今は山林化しているという状況であります。近隣には墓地等がございます。

20ページの写真を見ていただきましたら、現況が分かっていたかと思えます。枝打ちをしてある杉の木がある場所。20ページの下にその写真等がありますが、このちょうど山道がついておりますけども、これは、墓地等へ行く道が今でも使われているという、この辺りの土地であります。

それから、21ページですけれども、今度は上垣野の1032というところでありまして、次の22ページの航空写真を見ていただいて、そこに1032というのが、その写真の上に、三角形ぐらいの四角で囲ってあるところ。

これは、今現在どうなっているかという、次の24ページを見ていただきましたら、写真がございます。田植機が置いてあるところはもうコンクリートが打たれていまして、今の建物が建っているところ、この部分が申請者の母屋でありますけれども、平成13年頃に建設をされた。その当時、登記をされていないようですから畑のままであるということで、今日、非農地の申請をしておられるという現況であります。

それから、25ページの位置図を見ていただきますと、先ほど申し上げた県道養父宍粟線から宮垣トンネルの手前を入りまして、大屋川を横断したところに赤丸があると思えますが、その部分で、次の26ページの航空写真を見ていただけたら1037というのが、白い長細い建物の横に細長く見える部分が1037で、その場所というのが28ページ、ちょうど大屋川の護岸のところであります。当時はこんな高い護岸ではなかったわけで、川のすぐそばに畑があったというようなところで、もう現在は盛り上げてありまして、というような形で、何も耕作等はできる状況ではないと。

それから、次に29ページの位置図を見ていただきましたら、今の申し上げたところとすぐそばのところの丸印がついておりますが、それが30ページのところの航空写真を見ていただくと、1041-1というところがそこにあるかと思えます。これも細長い部分でありますけれども、字限図も、ちょっと小さいですが31ページのところにあります。それが今現状どうなっているかという、32ページの写真を見ていただいたら、トラクターを置いてありますが、そこがもうコンクリートを打ってありまして、この一部分だけが残っていると。これが畑であったという場所でございます。

それから、次に、33ページの上垣野1056と書いてあるところがございますけ

れども、これが34ページの航空写真で、そこに赤でたくさん囲ってありますが、左下のほうに1056があります。

次に、36ページを見ていただいたら、その場所につきましては、写真にありますように、もう原野化しているというような状況でございます。

次に、37ページでありますけれども、旧大屋町と、それから旧養父町の境をなすところに丸印が打ってあると思います。

次の38ページの航空写真で見ていただいたら、この16というところですね、榎砂というところですけども、それが四角で囲ってある部分です。それから、その近辺に、また後で出てまいりますけれども、93とか96というような部分があります。

40ページを見ていただくと、もう既にこれは昭和30年から40年に杉が植林をされた場所になっておりまして、楢円の赤丸で囲ってあるところ、そこが榎砂16というところ。

そして41ページのところに、小宮野というところ、96、99というのがございますが、44ページの現況写真を見ていただいたら、先ほどとすぐそばのところですけども、雑木が生えていたり、杉が植えてあるというような現況になっているというところがございます。

これだけの数をなぜ今、非農地に出されたかといいますと、45ページに顛末書というのが書いてございますが、昭和59年にお父さんから相続をされた後、今、ニンニク栽培を頑張っておられるわけですけども、その理由の2段目のところから2段、3段ぐらいのところですね。親戚の農地を3条申請を行おうとしましたところ、農業委員会から、自分が持つておられる土地がまだきっちり整理をされていませんよという指摘を受けられ、それを整理した上で、新たに取得される3条申請のところをしてくださいという、そこ「指摘」とありますけれど、指導を受けられて、それで行政書士に頼まれて、こういうような手続をされているということが事由でございます。

以上が、写真だけとか文章だけのあれですけども、今日現地を見ていただいた方々には、大変暑い中ありがとうございました。また後で現地報告のほうをよろしくお願いいたします。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。今、谷垣委員が言われたように、今朝ほど現地確認をしました。いずれも山林、原野化したり、もう既に宅地になっていたりして、いずれも農地に回復できる状況でもありませんので、このまま非農地証明でお願いしたいと思います。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
20番、栗田推進委員。

栗田推進委員： 20番、栗田です。先ほど両委員が言われたとおり、やむを得ないと思
います。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第35号の3番を採決いたします。本案は原案どおり決
することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしまし
た。

続きまして、番号4番の大屋町加保の件について、担当農業委員より説明を
求めます。

4番、坂本農業委員。

坂本委員： 坂本でございます。まず、46ページを見てください。大屋町加保に位置する
ところでございます。

右側の47ページの航空写真を見てください。右端にあるのが県道養父宍粟線
でございます。下が明延方面、上が広谷、八鹿方面です。その北に向かって左
側の集落の中に位置します。

48ページの字限図を見てください。ちょうど真ん中に申請地となっております。
それから、右側の写真を見てください。非常に狭い、14平方メートルの土
地でございます。平成2年頃にここはほ場整備にかかりまして、そこに旧大屋
町が大屋町道を造るということで、大屋町が確保したところでございます。そ
こに町道ができたんですけど、ここの部分だけが残地として残ったものでござ
います。面積は14平方メートルしかなく、また、細長いところで、今から田ん
ぼとして耕作するようなことはまず無理な土地でございます。非農地としての
証明のほう、よろしくお願ひします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
6番、濱田農業委員。

濱田委員：失礼します、濱田です。午前中に現場に行って確認してまいりました。先ほど坂本委員の説明どおりで間違いありませんので、何ら問題はないと思われま
すので、御承認いただきますようお願いいたします。

議 長：続いて、担当推進委員の説明を求めます。
21番、鎌谷推進委員。

鎌谷推進委員：鎌谷です。22日の日に坂本委員さんと、前川農業委員さんと確認をさせ
ていただきました。確かに細い、どういうんですか、三角のようなところで、中
州みたいな状態でした。で、両方に道路が通ってしまして、本当に畑ができる
ような状態ではありませんでした。坂本委員さん、濱田委員さんの説明どおり
だと思います。よろしくをお願いします。

議 長：説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。よろしいです
か。

(質 疑 な し)

議 長：質疑なしと認め、議案第35号の4番を採決いたします。本案は原案どおり決
することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長：ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしまし
た。

続きまして、議案第36号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対す
る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局：51ページを御覧ください。議案第36号、農地法第5条第1項の規定による許
可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市関宮の土地1筆、面積は532平方メートルです。譲渡
人は養父市万久里の方、譲受人は養父市関宮の方です。譲受人は自動車社整備
業を営んでおりますが、駐車スペースが不足しているため、隣接している申請
地内に露天駐車場を建設することが転用の目的です。移転する権利は所有権で
す。関連ページは52ページから54ページです。以上です。

議 長：事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の関宮の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局 : 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。上下水道管が埋設する道路に面し、500メートル以内に2つ以上の公共施設があるため、原則転用が可能となっている第3種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地への影響に問題ないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。

1番の関宮の件についてですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限による当該事案の申請者の親族に当たるとして、6番、濱田農業委員には審議開始から終了まで退席していただきます。

暫時休憩します。

(暫 時 休 憩)

(濱田房子委員退室)

議長 : 再開します。

それでは、1番、関宮の件について、担当農業委員より説明を求めます。

担当農業委員は、9番、山根、私ですから、私が説明させていただきます。

52ページ、53ページを御覧願いますでしょうか。52ページの航空写真ですけれども、左斜め上の辺から右側斜め下に下っています、これが国道9号線です。そして、丸印で囲ってあるところが今回の申請地です。

53ページの字限図ですが、ここに申請地と書いてあります。この上に道と書いてあるのが、国道9号線です。

この字限図でいきますと、手前の水路、水と書いてある、右下に矢印があるところです。現在は、水路として全く使っておりません。それでも水路ということですから、ここを、埋立てというか、買上げて埋め立てするというわけにもいきませんので、申請者が市と相談しまして、水路を借り上げて埋立てることになりました。

今回の申請ですけど、申請者は自動車整備会社を営んでおり、今は別の場所に駐車場を借りています。お店にはトラックや、積載車等、数台持っています、そのほかにも修理の車も何台も入りますので、広いスペースが、必要な

ため申請がありました。よろしくお願ひしたいなと思ひます。以上です。

続ひて、現地調査委員の説明を求めます。

8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。よろしくお願ひします。今朝方、担当農業委員さんたちと立会ひして確認してまいりました。今、報告があつたとおりですし、住宅街の、もう本当に住宅に囲まれた場所で、道路に挟まれた場所でありまして、周辺の農地に影響があるということもございませぬ。水路というのもほとんど水は流れてなくて、形ばかりの水路となつており、周辺にも何ら影響はないと思われまふので、申請どおりでよろしいかと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長： 続ひて、担当推進委員の説明を求めます。

24番、井上推進委員。

井上推進委員： 24番、井上でございませぬ。今朝方、暑い中、委員の皆さんには現地調査いただきまして、ありがとうございます。

今、圓山委員さんのおっしゃられたとおり、何ら私も問題はなしかと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませぬか。よろしいですか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第36号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

審議が終わりましたので、6番、濱田農業委員には入室していただきます。暫時休憩いたします。

(暫 時 休 憩)

(濱田房子委員入室)

議 長： 再開いたします。

続いて、報告事項に入ります。報告①、農地の現況転換について、事務局より説明を求めます。

事務局：55ページを御覧ください。報告①、農地の現況転換についてです。届出番号1番、養父市三宅の土地1筆、面積は1,206平方メートルです。届出人は養父市三宅の方で、農地のかさ上げを行うとともに、国道9号線からの進入路を拡幅することによって、畑として利用しやすくすることが目的です。関連ページは56ページから60ページです。以上です。

ここまで済

議長：事務局の説明が終わりました。
次に、担当委員の説明を求めます。
13番、西谷農業委員。

西谷委員：13番、西谷です。56ページを見ていただきたいと思います。この中央に左右に走っておりますのが国道9号線です。その赤丸がしてあるところが、この申請地であります。

57ページを見ていただきましたら、714-1、赤い字で申請地と書いてあります。

58ページを御覧ください。この申請地の714-1、実は十数年前、ここ、同じように嵩上げの申請がありました。手書きの図面ですが、斜線がずっと入っているところは、嵩上げをして周りが低い状態になっています。右側の715は既に農地ではないんですが、この土地もかさ上げをされまして、同じ高さにしようということで、今回申請をされております。ですから、714-1の高さは変わらないんですが、低い部分を埋め立てて、715と同じ高さにしようとするものです。

それで、714-1の下側、国道9号線というのに手描きでしてある部分の一番左側に進入路というのがあります。ここは国道9号から入るように、今低くなっているところを埋めて進入路とします。これは国道との24条申請で、現在申請中です。

それで、この進入路から東、図面でいいますと右側につきましては、プレキャストのL型ということで、土を裏側に盛りまして、前がコンクリートの擁壁になるようになっているところが、国道9号と接する方に、この下に用水路がありますので、その用水路の裏側といいますか、国交省の用地を外れたところから立ち上げて、714-1と書いてある高さにそろえようということで、非常に、以前埋め立てたところの残りということで、非常に小規模でもありますし、申請どおりにかさ上げをするということが妥当ではないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。昼前に現場を確認してまいりました。一部工事が進んでおりまして、その点は若干問題点が残りますが、西谷委員が工事が進んでいる状況を差し押さえて、現在この場に至ったというような内容です。
嵩上げが進んでいるのはよくないんですが、その辺、今後は事務局のほうも、日頃行っていると思いますけども、許可が下りるまでは工事はしないということは重々周知していただきたいなと思います。現状の西谷委員の説明のとおりでございました。以上、報告です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

秋山委員： すみません、1つだけ教えてください。

議 長： 秋山委員、どうぞ。

秋山委員： ここにプレキャストで側溝が造ってあるということで、国道9号線との接続部分、24条申請の部分なんですけれども、ここの上はコンクリで、プレキャストの部分。つなぎの部分はコンクリート、それともグレーチングみたいなものなんでかね、どうなるんですかね。そこだけちょっとお聞かせください。

西谷委員： 現在、24条申請ということで、国土交通省のほうと協議を進めているところです。国道の用地部分につきましては、国道維持出張所の指示どおり、歩道からやり直します。歩道も車両が乗り入れられる舗装構成になります。民地側は特にそういう規制がありませんので、最終的には協議が終わってはいないんですが、碎石舗装になると思います。

秋山委員： 分かりました。ありがとうございます。

議 長： ほかにありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認めます。

この件は報告事項ですので、異議がなければ申請どおり受付いたします。
続きまして、報告②、農地の使用賃借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 61ページを御覧ください。報告②、農地の使用貸借の解約通知についてです。

届出番号1番、養父市畑の土地1筆、面積は1,155平方メートル、貸人は養父市大塚の方、借人は養父市藪崎の協同組合です。合意解約年月日は令和5年6月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は所有者の方が管理をされます。

届出番号2番、養父市上箇の土地1筆、面積は278平方メートル、貸し人は養父市上箇の方、借り人は養父市浅野の方です。合意解約年月日は令和5年4月24日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は第三者に売買を予定されております。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。
(質 疑 な し)

議長 : 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告③、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 62ページを御覧ください。報告③、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知についてです。

届出番号1番、養父市大屋町蔵垣の土地1筆、面積は226平方メートルです。賃貸人は三木市の方、賃借人は養父市蔵垣の方です。合意解約年月日は令和5年6月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は第三者に売却を予定されております。

届出番号2番、養父市関宮の土地1筆、面積は532平方メートル、賃貸人は養父市万久里の方、賃借人は養父市関宮の方です。合意解約年月日は令和5年6月20日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、農地転用が予定されております。これはこちらの議案36号によるものです。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長 : 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。
続きまして、報告④、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 63ページを御覧ください。報告④、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、大屋町加保の土地1筆で、4,544平方メートルです。譲受人は大屋町門野の方、譲渡人も大屋町門野の方です。所有権を贈与によって移転する予定です。申請日が5月16日、許可日が6月16日となっています。

2番、大屋町夏梅の土地4筆で、6,618平方メートルです。譲受人は大屋町門野の方、譲渡人も大屋町門野の方です。所有権を贈与により移転する予定です。申請日が5月16日、許可日が6月16日となっています。

3番、能座の土地2筆で、842平方メートルです。譲受人は大屋町加保の方、譲渡人は朝来市の方です。所有権を売買により移転する予定です。申請日が6月7日、許可日が6月13日となっています。

4番、八鹿町小山の土地1筆で、6.7平方メートルです。譲受人は八鹿町伊佐の方、譲渡し人は八鹿町小山の方です。所有権を売買により移転する予定です。申請日が6月6日、許可日が6月14日となっています。

1ページめくっていただいて、64ページになります。5番、大屋町蔵垣の土地1筆で、87平方メートルです。譲受人は大屋町蔵垣の方、譲渡人も大屋町蔵垣の方です。所有権を贈与により移転する予定です。申請日が6月5日、許可日が6月14日となっています。

6番、八鹿町九鹿の土地1筆で、618平方メートルです。譲受人は八鹿町九鹿の方、譲渡人は京都府京都市の方です。所有権を贈与により移転する予定です。申請日が6月21日、許可日が6月27日となっています。

7番、長野の土地1筆で、146平方メートルです。譲受人は上箇の方、譲渡人は長野の方です。所有権を売買により移転する予定です。申請日が6月5日、許可日が6月13日となっています。

8番、八鹿町八木の土地1筆で、78平方メートルです。譲受人は八鹿町八木の方、譲渡人も八鹿町八木の方です。所有権を贈与により移転する予定です。申請日が6月9日、許可日が6月20日となっています。以上です。

報告④、事務局の説明が終わりました。

それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長 : 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告⑤、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 65ページを御覧ください。報告⑤、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、申請場所は八鹿町宿南の土地4筆で、1,781平方メートルです。申請人は八鹿町宿南の方です。取得した日が令和5年5月17日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

2番、申請場所は大屋町宮垣の土地2筆で、197平方メートルです。申請人は明石市の方、取得した日が平成18年12月29日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

3番、申請場所は大屋町宮垣の土地9筆で、4,501平方メートルです。申請人は明石市の方です。取得した日が令和4年11月8日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。土地の詳細は、別紙1のとおり、66ページになっています。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質問はありませんか。よろしいですか。

(質 疑 な し)

議長 : 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
これで報告事項は終了しました。
続いて、協議事項について、令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見提案についての協議をします。
事務局の説明を求めます。

事務局 : 本日もお配りしております、令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見提案についてを御覧いただきたいと思えます。毎年行っております市長への意見書ということでございます。

今回、このように仕上げさせていただいたわけなんですけども、ここまでの経過を説明させていただきます。

最初に、皆さんから意見提案を、3月、4月にさせていただきました。そこを情報部会で取りまとめをさせていただきました。最初の原案を作っております。それを運営委員会で審議をしたところ、もっとコンパクトにすること、それから分かりやすく、見やすくしたほうがいいというようなことの見解がありまして、もう一度、情報部会で修正していったというようなことになっております。そういったようなことで、運営委員会のほうにこれでどうでしょうかということで確認をしてもらいまして、本日、このように仕上がっているということでございます。

まず前文では、山根会長から市長への、農業・農村は農業生産活動を通じ、

安全良質で多様な食料を生産供給するとともに、自然環境、景観保全など様々な多面的機能を有していると。しかし、担い手の減少、高齢化等による耕作放棄地の増加、急傾斜農地のり面保全管理、用排水路の老朽化等の課題に対応するため、地域計画の策定が義務化され、農業委員会としても策定支援をしている。さらには農業機械等購入費、肥料、燃料費の高騰など食料の安定的生産、供給が脅かされており、多様な課題に対応するため、養父市の持続可能な農業・農村の実現に向け、今こそ実行すべきであるというような形で最初の前文をしまして、次のページから提案事項ということになっております。

ちょっとページ数は右下の部分を御覧いただきたいんですが、3ページに、最重要課題、養父市農業基本戦略の策定とあります。

4ページに、令和5年度最重要課題、最優先提案、養父市農業基本戦略の策定ということで、昨年もこれ、内容を入れさせてもらったんですけども、まだ不十分だということで入れております。先日、養父市オーガニックビレッジ宣言をされ、有機農業をより強力に推進される決意を示されました。また、人と環境にやさしい農業ビジョンの策定では、農業委員も計画策定に参画した。しかし、この計画の内容は市全体の農業施策を網羅したものではなく、市全体の農業全般の戦略が必要である。市には、総合計画を頭に各種基本計画や基本戦略が存在しているが、農業に関しても同様に、市として具体的にどのような農産地を目指し、他地域との差別化を図るか、可能な限り具体的な戦略を策定すべきであると考えます。その策定された戦略に基づき、持続可能な農業・農村として担い手対策や施設・機械導入支援など各種支援策を講じるべきであるというような形で、まず、基本戦略を重点課題としております。

次の5ページ目なんですけども、ここからが個別的な内容ということになってきまして、まず課題の1としては農業者への経営的支援。提案の1つ目、直接的農業経営支援。令和4年度に実施された米価下落、肥料、資材高騰に対する直接的農業経営支援の継続。慢性的米価の下落対策として、米の販売数量に応じた販売価格の市単独上乘せ支援による最低価格保証制度の構築。2つ目、提案Ⅱ、小動物も含めた鳥獣被害防止対策。大動物のみだけでなく、小動物被害も経営上の負担となっている、小動物侵入防止資材などに対する支援。提案Ⅲ、地域の農業を担う者への農業機械導入・施設整備支援。地域の農業を担う者は、農業経営を改善し地域農業の発展に寄与している、最新鋭の農業機械設備、施設の導入及び整備等の支援は、法人・認定農業者等に限定することなく、支給要件を市単独で幅広い農業者に広げた適用ということにまとめております。

次のページですが、次に、課題の2として有機農業の推進ということであり、1つ目の提案Ⅰですが、有機JAS認証取得支援ということで、有機JAS認証取得費用、有機農業取組奨励金制度等、既存支援策の拡充。2つ目、有機農産物（有機食品）の販売促進。市内直売所にオーガニックビレッジ宣言

の有機食品コーナー設置支援。3つ目、オーガニック給食の促進に向けた一次加工所の設置。市内小・中学校給食における市内産有機食品の提供促進のため、一次加工所センターの設置。4つ目、市内有機質資源（堆肥等）の支援。肥料高騰対策としておおや堆肥センターはじめとする堆肥組合等、発酵堆肥を使用する農家への支援強化ということで、有機農業の推進をまとめております。

3つ目、課題3、担い手等への支援対策としまして、1つ目、農地集積促進に向けた支援制度の創設。農業を担う者等への農地の新規集積面積に対する補助金制度の創設。2つ目、新規就農者等移住者総合窓口支援ということで、市外から参入の新規就農者だけでなく、市全体の人口増対策として、就農希望者も含めた移住希望者総合窓口の設置ということで3つ目としております。

次の課題4つ目、上位機関への要請ということで、提案I、経営所得安定対策。近年の米価下落並びに燃料資材費高騰対策のため、幅広く農業を担う者に対する効果的な経営所得安定対策支援策の要望。2つ目、5年1回水張りルールの改正。畜産農家を中心に大変な負担となっている5年1回の水張りルールの制度見直しについて改善を要望。3つ目、小規模土地改良事業。小規模の受益面積でも大規模受益地域同様に、地域負担を極力抑制した圃場整備並びに農道・水路等改修事業制度の創設を要望ということでございます。

その他ということで、これは農業委員さん、推進委員さんに関わるものが1つ目で、1つ目としまして、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の活動は、1回につき数時間から一日中、8時間程度まで幅広い活動時間となっているが、規定されている日当は一律2,000円となっていると。また、日当対象の活動は、会議、研修等の参加が基準となっている。他の行政委員と異なり、農地パトロール等会議等以外の活動も年々増加しており、地元の活動も日当の対象とするよう、日額も含め日当の抜本の見直しをすること。その他の2としましては、市職員の農業への参画ということで、国家戦略特区の取組自治体、オーガニックビレッジ宣言を行った自治体として、市職員の農業研修及び農業参画を推進することというようなことでまとめさせていただいております。

実際に事務局と情報部会の部長の前川さんと、いろいろと情報部会の皆さんとも話をしながらこのようにまとめているわけなんですけども、このような形に仕上げていただいたのは前川部長さんでございますので、ちょっと前川さんのほうから補足をいただきたいと思います。

前川委員： 前川です。

今、詳しく御説明がありましたように、今回は山根会長さんのほうから御指摘を受けて、ぱっと見て分かるように、前段は要らないという話やったんで、まさしくできるだけぱっと見て分かるように並べさせていただきました。

そして、最初のほうは、去年と同じように、課題のトップは、最重要課題は同じなんですけども、その次の課題のトップが有機農業の推進やったんですけ

ど、皆さんの意見書をくまなくもう一回確認していきますと、やはり農業者への経営支援という意見が一番多いということで、それを課題1のトップに上げております。同じような意見というのは幾つかありましたが、その辺を全部網羅するのはちょっと難しいんですけども、同じような意見はできるだけ集約して、できるだけ網羅的に並べたつもりです。

それで、今後ちょっと、また手直しが必要かなと思う点が1点ありまして、課題2の有機農業の推進の提案Ⅲの中で、オーガニック給食の促進に向けた一次加工所の設置ということですけども、上垣美由紀さん、今日は来ていないですけども、その方が給食センターに勤めている方にちょっとヒアリングしたら、一次加工所は要らないよというような意見が出たようです。したがって、一次加工所の設置というのはちょっと別の文言に、農産物の貯蔵所とか、何かそういうふうに変えないといけないかなというふうに思います。

あと、もう1点、課題4、上位機関への要請の中の提案Ⅱ、5年に1回水張りルール改正、これ、私はよく知らなかったんですけども、水田活用の直接支払交付金という制度の中で、水田を畑作とか何か違う飼料作物を作るとか、そういうことする場合は5年に1回水張りをせなあかんようなルールがあるようです。ただ、ある野菜とかでは1か月ほど水張りしたらオーケーということになったようなんですけども、ほかの作物、特に畜産農家さんが作っている飼料作物とかはそれを認めないという。ある作物は1か月ほど水張りしてオーケーやけども、ある作物は駄目ですよというような、ちょっと何か曖昧な形になっているので、その辺を改正、制度を見直ししてほしいという要望だそうです。その辺は市のほうから国のほうに要望を上げる制度があるようなので、それを活用してもらったほうがいいかなというふうに思っています。

この中、皆さんの思いが全て詰まっているとはちょっと言い切れないんですけども、皆さん、今のうちに何か御意見があれば御指摘いただければなと思っております。以上です。

議長： 説明が終わりました。
この件についての質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと見て、修正すべき内容を修正し、意見書を市長へ提出することになります。
以上で第10回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 山根達夫

署名委員 圓山 満

署名委員 藤原義幸